

令和8年度 被扶養者資格確認調査 よくある質問（Q&A）

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

1. 当調査に関すること					
①	なぜ被扶養者の資格確認を行うのですか？	被扶養者に該当しない方が、届出漏れ等により被扶養者として認定され続けていたケースが見受けられるため、厚生労働省の指導に基づき扶養家族の現在の状況が、被扶養者の条件を満たしているかを再確認する必要があります。本来被扶養者に該当しない方が被扶養者となっていることは、健康保険組合の財政を圧迫し保険料の引き上げにつながる恐れがあります。このような理由により、被扶養者の資格確認を行っています。			
②	被扶養者資格確認調査票を提出しないとどうなりますか？	被扶養者としての確認ができませんので、被扶養者の資格を喪失し、当組合の健康保険は無効となります。			
③	私（被保険者）には被扶養者が2人いるのに、被扶養者資格確認調査票には1人の名前しか載っていません。なぜですか？	被扶養者資格確認調査票は、マイナンバーを活用した情報照会の結果を基に対象者を決定しています。今回の対象者とならなかった方については、お名前の記載はございません。			
2. 給与収入に関すること					
①	給与収入とは何を指していますか？	交通費や賞与なども含み、なおかつ税金などが控除される前の総支給額のことです。			
②	給与収入がある場合は、どのような書類の提出が必要になりますか？	『令和7年源泉徴収票』『直近の3か月分の給与明細書』『労働条件通知書（契約書）』の各写しをご提出ください。『労働条件通知書（契約書）』のご提出が出来ない場合は『令和7年源泉徴収票』『直近の3か月分の給与明細書』のみをご提出ください。			
③	妻が2か所で働いています。直近の源泉徴収票と給与明細は2か所とも必要ですか？	2か所とも必要です。 1か所分の収入証明のみ提出された場合は、虚偽の申請となりますので被扶養者の資格を喪失し、対象者の当組合での健康保険は無効となります。			
④	妻が令和8年の直近3か月の給与明細書を破棄していました。どうすればいいですか？	お手元にある（破棄していない）令和8年の給与明細書の3か月分を提出してください。 なお、令和8年全ての月の給与明細書を破棄していた場合は、勤務先に再発行の依頼をしてください。			
⑤	給与明細書は紙ではなく、Web上で表示されるのですが、どうすればいいですか？	Webで表示されている画面を紙にプリントしていただき、提出してください。 なお、氏名、勤務先名称、支給月が分かる画面も紙にプリントして、提出してください。			
⑥	通勤手当は、税法上では一定金額までは非課税ですが、収入になりますか？	収入になります。 課税・非課税を問わず、受け取る総支給額が収入の対象です。			
⑦	妻（60歳未満）のパート収入が130万円を超えていました。どうすればいいですか？	扶養からは必ず必要がありますので下記のお手続きをお願いいたします。 『被扶養者資格確認調査票』の下欄にある「☐ 収入増加」にチェックをつける。 - 収入限度額を超えていた日を記入する。 - 当健康保険組合から資格確認書が発行されている場合は添付のうえ提出する。 ※当組合で処理後、資格喪失証明書を事業所様あてに送付いたします。 ◆私は下記の理由により 被扶養者から削除します。※添付証書（資格確認書）が発行されている方は添付が必須です。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> 削除理由および削除日 ※該当する箇所にチェックを入れて、右記に削除日を記入してください。 ☐ 就 職：就職した日（健康保険の資格取得日） ☒ 収入増加：収入限度額（裏面参照）を超えていた日 </td> <td> 平成 ● ● 年 ● 月 ● 日 令和 </td> </tr> </table>	削除理由および削除日 ※該当する箇所にチェックを入れて、右記に削除日を記入してください。 ☐ 就 職：就職した日（健康保険の資格取得日） ☒ 収入増加：収入限度額（裏面参照）を超えていた日		平成 ● ● 年 ● 月 ● 日 令和
削除理由および削除日 ※該当する箇所にチェックを入れて、右記に削除日を記入してください。 ☐ 就 職：就職した日（健康保険の資格取得日） ☒ 収入増加：収入限度額（裏面参照）を超えていた日		平成 ● ● 年 ● 月 ● 日 令和			

⑧	こども（20歳）のアルバイト収入が 年間で140万円になりそうです。 収入限度額を教えてください。	配偶者を除く19歳以上23歳未満の方の収入限度額は「150万円未満」です。 ※令和7年10月1日より変更
⑨	妻のパートの総支給額は、毎月9万円ぐらいですが、パート先で健康保険に加入しました。 私（被保険者）の扶養からは必ず必要はありますか？	金額にかかわらず、扶養からは必ず必要がありますので下記のお手続きをお願いいたします。 1.『被扶養者資格確認調査票』の下欄にある「☐ 就職」にチェックをつける。 2.「日付欄」にパート先での健康保険の加入日（資格取得年月日）を記入する。 ※資格取得年月日はパート先が発行した「資格情報のお知らせ」や「資格確認書（交付されている方）」に記載されています。 3.当健康保険組合から資格確認書が発行されている場合は添付のうえ提出する。 ◆私は下記の理由により 被扶養者から削除します。※非課税（資格確認書）が発行されている方は添付が必須です。 削除理由および削除日 ※該当する箇所にチェックを入れて、右記に削除日を記入してください。 ☒ 就職 ： 就職した日（健康保険の資格取得日） 平成 ●●年●月●日 ☐ 収入増加 ： 収入限度額（裏面参照）を超えていた日 令和
⑩	こどもが就職（健康保険加入）しましたが、扶養からは必ず手続きをしていませんでした。どうしたらいいですか？	『被扶養者資格確認調査票』の下欄にある「 ☐ 就職」にチェックを入れ、「日付欄」に就職先の健康保険の加入日（資格取得年月日）を記入し、被保険者の勤務先ご担当者様にご提出ください。 ※当健康保険組合から資格確認書が発行されている場合は添付のうえご提出ください。
3. 自営業者（個人事業主）の収入に関すること		
①	妻が自営業者ですが、どのような書類の提出が必要になりますか？	『確定申告書の写し』、『収支内訳書（または青色申告決算書）の写し』、『直接的必要経費申告書（当組合ホームページ新着情報に掲載）』をご提出ください。 少額な収入等で確定申告をしていない場合は、『非課税証明書』をご提出ください（非課税証明書の余白に確定申告をしていない旨を追記してください）。
②	妻がフリーランスで仕事をしています。 収入は経費を引いた所得金額が収入となりますか？	給与所得者や年金受給者との公平性を図るため、健康保険での収入金額の算出については、収入総額からその事業を営むための直接的必要経費を差し引いた額となります。 そのため、収入総額から差し引く必要経費については、所得税法上で認められる必要経費とは異なり、それなしでは、事業が成り立たない経費に限られます。それを踏まえ、収入金額を算出いたします。 【例】経費として認められないもの 租税公課/減価償却費/接待交際費/損害保険料/広告宣伝費/会費など
③	妻が自営業を廃業し、収入がない状態です。昨年は収入があり非課税証明書が発行されません。どのような書類の提出が必要になりますか？	税務署へ提出された『個人事業主の廃業届出書』の写しを提出してください。
4. 年金収入に関すること		
①	母には、老齢年金と企業年金の他に、障害年金と遺族年金も支給されていますが、それも収入ですか？	収入になります。 収入には、課税・非課税を問わず、受給している全ての年金が対象です。 各年金の直近の年金振込（改定）通知書の写し(年金受取人名、受給金額が記載されている部分)を提出してください。
②	令和8年の「年金振込（改定）通知書」を紛失してしまいました。 どうすればいいですか？	日本年金機構、もしくは最寄りの年金事務所に再発行の依頼をしてください。 また、公的年金以外の年金については、その年金の支払機関へ再発行の依頼をしてください。

5. 一時的な収入に関すること		
①	70歳の母が不動産を売却したため、所得(課税)証明書に、180万円を超えた金額が記載されました。 このような一時的な収入でも扶養からは必ず必要はありますか？	当組合では、一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含んでおりませんので、一時所得を除く所得が130万円未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満、60歳以上は180万円未満）で、かつ、主として被保険者に生計を維持されていれば、扶養からは必ず必要はありません。 『確定申告書の写し』と『収支内訳書の写し』を提出してください。
6. 必要書類に関すること		
①	『所得証明書』または『非課税（課税）証明書』とはなんですか？	個人の所得や住民税の額を証明する書類です。 『所得証明書』『課税証明書』『非課税証明書』など、市区町村により名称が異なる場合がありますが、いずれも意味や内容は同じものです。
②	『所得証明書』または『非課税（課税）証明書』はどこで発行されますか？	お住まいの市区町村役所で発行されるものです。
③	非課税証明書を役所で取得するのに費用（手数料）が発生しますが、誰が負担しますか？	証明書類を取得するための費用は、自己負担となります。適正な確認調査のために、ご理解とご協力をお願いします。
④	母は、年金受給者であり、パートで働いています。 必要書類は、なにを提出すればいいですか？	この場合は、『年金額改定通知書』『源泉徴収票』『給与明細書（直近3ヶ月分）』になります。 収入は、あるものすべてについて提出してください。 『被扶養者資格確認調査票』の『現在の収入の形態』の中から該当するものにチェックし、『必要書類』をご確認ください。
7. 別居の必要書類に関すること		
①	私（被保険者）は大阪に単身赴任しており、パートをしている妻は東京にいます。 妻の給与収入の書類の他にになにか必要でしょうか？	社命による単身赴任の場合は、単身赴任証明(事業主による証明・コピー不可)をあわせて添付してください。 ただし、自己都合による別居の場合は、送金を確認できる書類が必要になります。振込明細や通帳の写しなど、「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」入金したのかがわかる書類（直近の連続3ヶ月分）を提出してください。 ※複数月をまとめて送金することは認められません。
②	私（被保険者）と母は同じ市内で別居をしています。 そのため生活費を手渡しで行っているのですが、必要書類はどうすればいいですか？	被保険者によって生計維持されている事実を、客観的に確認できることが必要なため、手渡しによる送金は認められません。 振込明細や通帳の写しなど、「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」入金したのかがわかる書類（直近の連続3ヶ月分）を提出してください。※複数月をまとめて送金することは認められません。